

平成20年度の 国民健康保険税 が変わります

☎(32)8011 FAX(32)2585



国民健康保険税は、皆さんが安心して医療を受けるための国民健康保険(以下「国保」)を支える貴重な財源です。

病院などの窓口で支払う医療費は、わたしたちが一部を自己負担し、残りを国や県、町が負担しています。その中の医療費や給付の主な財源として、皆さんが納めている国民健康保険税が使われています。

老人保健制度に代わる「長寿(後期高齢者)医療制度」の創設に伴い、今年度から国民健康保険税の制度の一部が変更になりました。その変更点を含め、平成20年度の保険税制度についてお知らせします。

A Q

**後期高齢者支援金分って何？
保険税の負担は増えるの？**

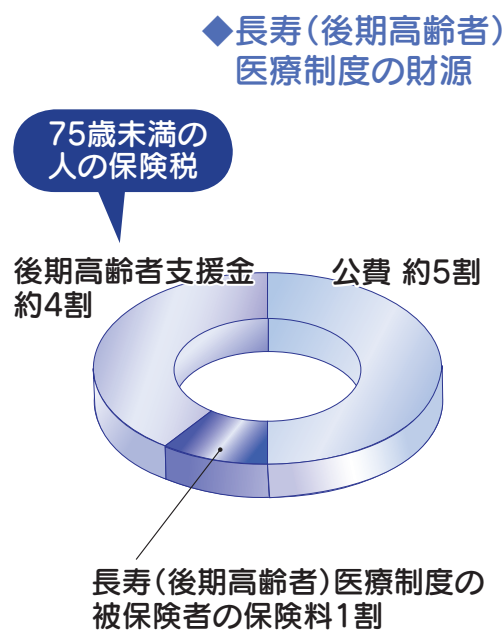
長寿(後期高齢者)医療制度の創設に伴い、後期高齢者の医療費について国保の負担分を明確にするため、これまでの国保の医療保険分の一部(これまでの老人保健拠出金に充てていた分)を「後期高齢者支援金分」として区別するものです。

そのため、国民健康保険税の負担区分が変わりますが、今年度から負担することになった「後期高齢者支援金分」によって、国民健康保険税が上がる事はありません。これまでと同じ水準の保険税を負担します。

A Q

何が変わったの？

今年度から、老人保健制度に代わって、「長寿(後期高齢者)医療制度」が創設されました。その制度を支援するため国保に加入している75歳未満の人は、後期高齢者支援金分として保険税を負担することになりました。



Q 保険税は、年齢によって負担する内容が違ってくるの？

A 「40歳未満」「40歳以上65歳未満」「65歳以上75歳未満」の人で負担する内容が違います。国保の医療保険分だけでなく、後期高齢者支援金分と介護保険分(40歳以上65歳未満の人のみ)も一緒に負担します。世帯ごとにそれぞれの負担分を一緒に納めます。(下図参照)

Q 保険税の納め方は変わったの？

A 国保被保険者全員が65歳以上75歳未満の世帯の保険税は、10月から世帯主の年金から引き落とし(特別徴収)されます。ただし、次の場合は、従来どおり納付書、または口座振替で保険税を納めます(普通徴収)。

- 世帯主が国保被保険者以外の場合
- 世帯主の年金が年額18万円未満の場合
- 介護保険料の引き落としと合わせた額が年金額の2分の1を超える場合

※詳しくは7月中旬に役場保険年金課から送付する納税通知書と同封の案内をご覧ください。

保険税の負担区分

医療保険分と後期高齢者支援金分を組み合わせ、国保の保険税として負担します。介護保険分の負担はありません。

$$\text{国保の保険税負担} = \text{医療保険分} + \text{後期高齢者支援金分}$$

40歳未満の人

医療保険分、後期高齢者支援金分、介護保険分を組み合わせ、国保の保険税として負担します。

$$\text{国保の保険税負担} = \text{医療保険分} + \text{後期高齢者支援金分} + \text{介護保険分}$$

40歳以上65歳未満の人

Q 年度の途中で40歳になるときは？

A 40歳になる月(1日が誕生日の人はその前月)の分から介護保険分を負担します。

医療保険分と後期高齢者支援金分を組み合わせ、国保の保険税として負担し、介護保険料は別に納めます。

$$\text{国保の保険税負担} = \text{医療保険分} + \text{後期高齢者支援金分}$$

介護保険分 原則として年金から引き落としされます。ただし年金が年額18万円未満の人は、納付書か口座振替で納付(普通徴収)します。

65歳以上75歳未満の人

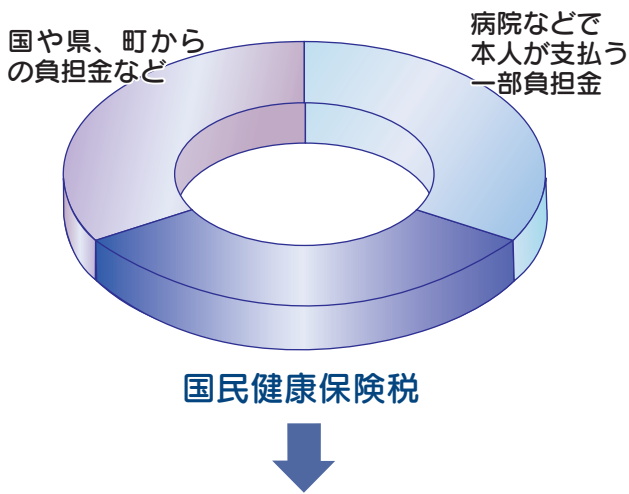
Q 年度の途中で65歳になるときは？

A 65歳になる前月(1日が誕生日の人はその前々月)までの介護保険分を計算し、国保の保険税と一緒に負担します。

Q 75歳になったら？

A 国保を抜けて「長寿(後期高齢者)医療制度」の被保険者となるため、国保の保険税ではなく、長寿(後期高齢者)医療制度の保険料を納めることとなります(8ページ参照)。

◆その年に予測される医療費



◆国民健康保険税の算定内訳

割り振り項目	算定根拠	
国民健康保険税	所得割	世帯の加入者の所得に応じて計算
	資産割	世帯の加入者の資産に応じて計算
	均等割	世帯の加入者数に応じて計算
	平等割	一世帯ごとにいくらで計算

Q 保険税はどのようにやって決まるの？

A

町では、その年に予測される全体の医療費から、国や県、町からの負担金などと、病院などでご本人が支払う一部負担金を差し引いた金額が、国民健康保険税の総額となります。これを左下表の各項目を基に割り振り、それらを組み合わせて一世帯の保険税額が決まります。

平成20年度から加わった「後期高齢者支援金分」や、40歳以上65歳未満の人の「介護保険分」も同様に決められ、上限額は別々に決められます。

※今年度の上限額は、医療保険分が42万円、後期高齢者支援金分が10万円、介護保険分が7万円です。



Q 保険税の所得割は、いつの所得で算定するの？

A

保険税の所得割額は、前年の所得を基に決められます。国保事業の健全な運営を図るため、正しい所得の申告をお願いします。

また国保では、保険税の軽減をはじめ、入院時の食事代や高額療養費の支給などで所得に応じて負担の軽減措置がありますが、所得の申告をしないですとそれらの軽減が受けられないことがありますのでご注意ください。

Q 社会保険に加入しているのに、国民健康保険の納税通知書が送られてきたのはどうして？

A

保険税の納税義務は世帯主にあります。そのため、世帯主が国保に加入していても、世帯の中に一人でも国保被保険者がいれば、納税通知書は世帯主に送られます。

Q 国民健康保険の保険税が軽減される場合があるの？

A

長寿(後期高齢者)医療制度の創設に伴い、75歳以上の人が、国保から長寿(後期高齢者)医療制度に移行した場合は、同じ世帯に属する国保の被保険者の保険税が急に増えることなく、移行する前と同程度となるように、次のような軽減措置が受けられます。

●75歳以上の人が、国保から長寿(後期高齢者)医療制度に移行し、75歳未満の人が引き続き国保に加入する場合

1 所得の低い人に対する軽減…すでに軽減を受けている世帯は、国保の被保険者が長寿(後期高齢者)医療制度に移行した場合でも世帯の構成や収入の状況が変わらなければ、5年間、移行前と同様の軽減判定の基準を適用することができます。

2 平等割で賦課される保険税の軽減…国保から長寿(後期高齢者)医療制度への移行で単身世帯となる人は、5年間、世帯別平等割で賦課される保険税が軽減されます。

●75歳以上の人が、会社の健康保険などから長寿(後期高齢者)医療制度に移行し、その被扶養者(65歳〜74歳)の人が新たに国保に加入する場合

3 被扶養者だった人の保険税の軽減…会社の健康保険などの被扶養者から国保の被保険者となった人は、役場保険年金課へ申請することにより、2年間、国保の保険税が軽減されます。

1 所得の低い人に対する軽減

すでに国保の保険税の軽減を受けている世帯で、長寿(後期高齢者)医療制度が始まったときに後期高齢者の人または制度施行後75歳になる人が、国保から長寿(後期高齢者)医療制度に移行することにより、世帯の国保の被保険者が減少しても、5年間は移行前と同様の軽減措置(6割、または4割軽減)を受けることができます。

軽減の内容

国保から長寿(後期高齢者)医療制度に移行した場合に、5年間は移行前と同様に均等割額と平等割額が、6割、または4割の軽減を受けることができます。

4割軽減の判定基準

●世帯主と被保険者の総所得の合計額が以下の場合に適用

平成19年度まで…

$33万円 + (24.5万円 \times \text{世帯主以外の被保険者数})$

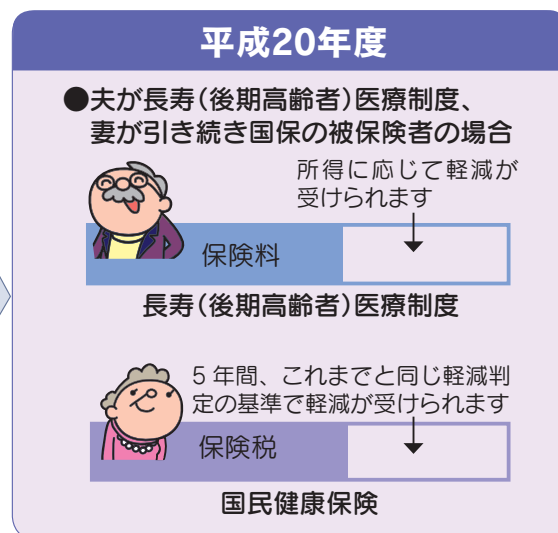
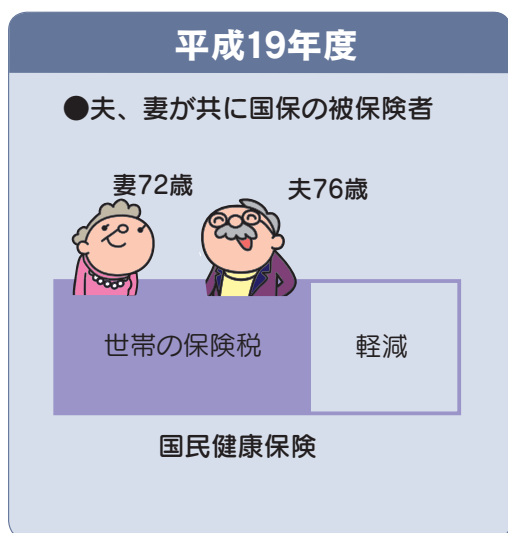
平成20年度から…

$33万円 + (24.5万円 \times \text{世帯主以外の被保険者と世帯主以外の旧国保被保険者*の人数})$

*「旧国保被保険者」…長寿(後期高齢者)医療制度への加入に伴い、国保から移行した人

※6割軽減も軽減判定の基準は変わりません。

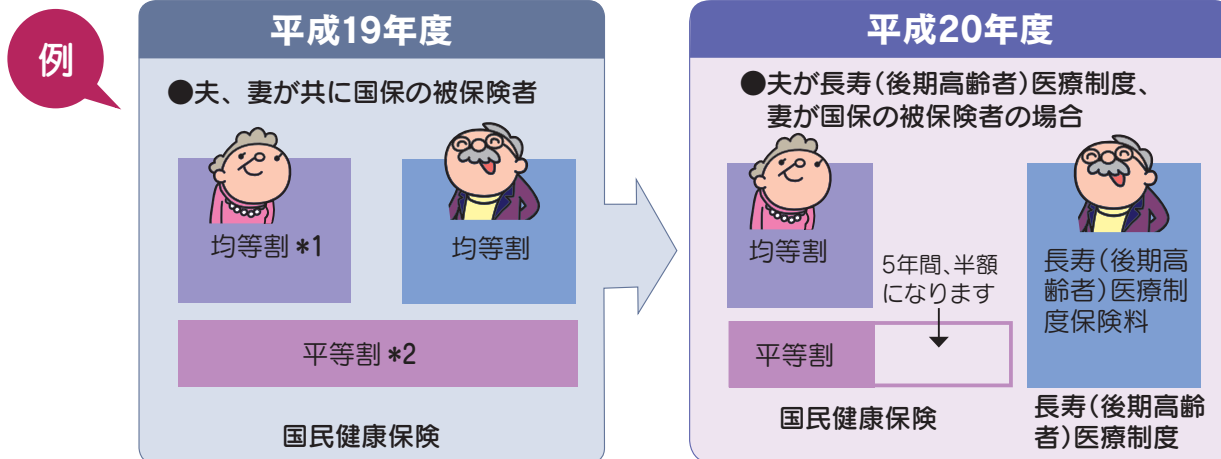
例



2 平等割で賦課される保険税の軽減

長寿(後期高齢者)医療制度が始まったときに後期高齢者の人または制度施行後 75 歳になる人が、国保から長寿(後期高齢者)医療制度に移行することにより、国保の被保険者が世帯に 1 人となる場合については、5 年間は世帯ごとに負担していただく保険税の平等割額を半額にします。
※世帯内に国保以外の人がいっても、国保の被保険者が 1 人であれば適用されます。

軽減の内容 保険税の平等割額(介護保険分を除く)が、5 年間は半額になります。



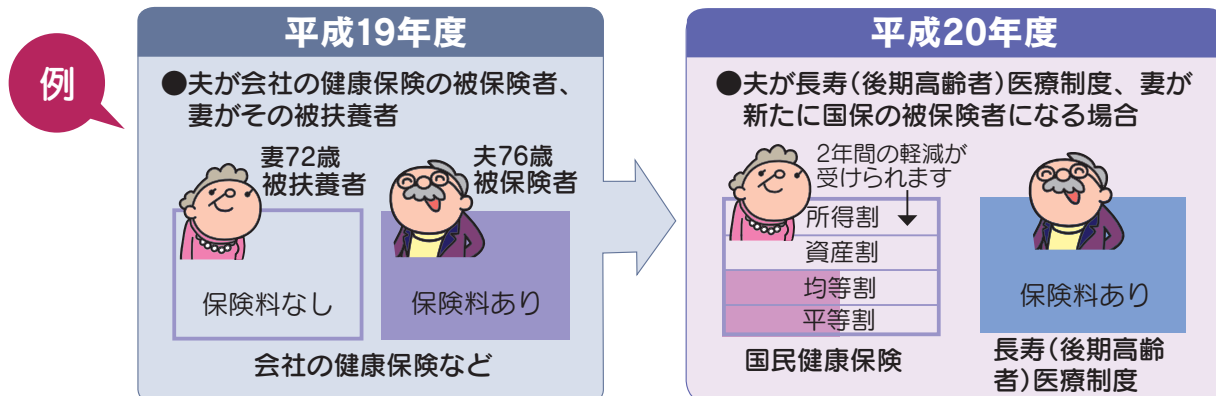
- *1 均等割…被保険者1人当たりで負担していただく保険税
- *2 平等割…世帯ごとで負担していただく保険税

3 被扶養者だった人の保険税の軽減

長寿(後期高齢者)医療制度が始まったときに後期高齢者の人または制度施行後 75 歳になる人が、会社の健康保険などから長寿(後期高齢者)医療制度に移行することによって、その扶養から外れて *1 国保の被保険者となった 65 歳以上の人(旧被扶養者)は、新たに負担する国保の保険税について、2 年間は長寿(後期高齢者)医療制度と同じような軽減措置がとられます。

軽減の内容

- ・保険税のうち所得割 *2、資産割 *3 については所得や資産の有無にかかわらず免除されます。
- ・保険税の均等割を半額とします。
- ・長寿(後期高齢者)医療制度に移行後、旧被扶養者のみとなった世帯の場合は、平等割を半額とします。世帯内に国保以外の人がいっても、国保の被保険者が旧被扶養者のみであれば適用されます。



- *1 「扶養から外れ」とは、あくまで健康保険などにおける「扶養」から外れるということで、所得税や実質的な経済上の「扶養」とは異なります。
- *2 所得割…所得に応じて負担していただく保険税
- *3 資産割…資産に応じて負担していただく保険税

平成20年度の 長寿（後期高齢者） 医療保険料が 決まりました

▼問い合わせ＝保険年金課
☎(32)8011 ㊟(32)25005

平成20年度から、75歳以上の人を対象とした長寿（後期高齢者）医療制度が始まりました。この制度では、長寿（後期高齢者）医療保険に加入している人と世帯主の前年の所得により保険料が決まります。このたび、皆さんの平成19年の所得が確定しましたので、それを基に平成20年度の長寿（後期高齢者）医療保険料を決定しました。

保険料額決定通知書を送付します

7月に、今回決定した今年度の保険料額をお知らせする「後期高齢者医療保険料決定通知書」と金融機関などの窓口で保険料を納めていただくための「後期高齢者医療保険料納入通知書」（4月・6月・8月分を年金からの引き落としとして納めている人を除く）を役場保険年金課から送付します。

*今回、保険料決定通知を送付する対象者は、

今年の4月30日までに年齢が75歳に到達した人です。なお、5月以降に年齢が75歳に到達した人でも、長寿（後期高齢者）医療保険の被保険者になる前日に会社の健康保険や共済組合などの扶養であったと確認できた人も対象となります。

保険料の納付方法と納期

原則、年金からの引き落とし（特別徴収）となります。ただし、年金の額が年間18万円以下の人、もしくは介護保険料と合わせた保険料額が、年金額の2分の1を超える場合は引き落としにはなりません。

年金からの引き落としにならない人については、口座振替や納付書など（普通徴収）で個別に納めていただきます。

保険料の納期については、特別徴収の人は年金受給月（偶数月）、普通徴収の人は7月から翌年2月までの毎月になります。（7月から9月までは普通徴収、10月からは特別徴収になる場合もあります）



保険料の計算方法は？

長寿（後期高齢者）医療保険の保険料額は、一人ずつ均等に負担していただく「均等割額」と、所得に応じて負担していただく「所得割額」の合計額です。なお、一人当たりの保険料の上限額は50万円です。



長寿（後期高齢者）医療保険料額の計算方法

長寿（後期高齢者）医療保険料額

均等割額
40,175円

所得割額
(総所得金額 - 33万円) × 7.43%
… … …
総収入から 基礎控除額 所得割率
所得控除を
引いた額

※例…単身で、収入は厚生年金のみで、年額208万円受給している人の場合

収入208万円から所得控除を除いた所得額は、88万円
保険料額 = 40,175円 + (88万円 - 33万円) × 7.43%
= 81,040円
≒ 81,000円(100円未満切り捨て)

長寿(後期高齢者)医療保険料が決定しました

保険料(均等割額)の減額

4月1日現在の世帯状況において、同じ世帯に属する「後期高齢者医療被保険者」と「世帯主」の総所得金額(総所得金額のうち、年金所得については、特例として15万円を控除)などの合計額により均等割額が減額されます。

■長寿(後期高齢者)医療保険料の均等割額の減額要件

減額要件	均等割額の減額割合(減額後の均等割額)
総所得金額などの合計が33万円以下の世帯	均等割額を7割減額(12,052円)
総所得金額などの合計が33万円+(24万5千円×世帯主でない被保険者数)以下の世帯	均等割額を5割減額(20,087円)
総所得金額などの合計が33万円+(35万円×被保険者数)以下の世帯	均等割額を2割減額(32,140円)

社会保険や組合保険などの加入者の被扶養者だった場合の保険料の特例(国民健康保険および国民健康保険組合加入者は除く)

長寿(後期高齢者)医療の被保険者になる前口に会社の健康保険や共済組合などの被扶養者だった場合は、被保険者の資格を得た日から2年間は保険料の均等割額が5割減額され、所得割額は課せ

られません(ただし、均等割額の7割軽減の対象になる場合は、7割減額)。

また平成20年度のみ、4月分からの9月分までは保険料は徴収されず、10月から3月までの6カ月分の保険料額は、減額前の均等割額(6カ月分なら220,087円)の1割(22,008円)100円未満切り捨て)となります。

長寿(後期高齢者)医療制度の保険証が新しくなります

1 現在75歳以上の皆さんがお持ちの保険証の有効期限は、7月31日です。8月1日から使用しただけ保険証を、7月下旬に配達記録郵便で郵送します。

※配達記録郵便では、受け取る際に押印または署名が必要となります。配達時に不在の場合は、郵便受けに案内が入りますので、郵便支店へ再配達の依頼をしていただくか、直接受け取りに行ってください。

2 郵便支店での留置期間(案内に記載されている期間)を過ぎると、保険証は役場の保険年金課に返還されます。その場合は、保険年金課窓口でお渡ししますので、現在お持ちの保険証と印かんを持ってお越しください。

3 郵送ではなく保険年金課窓口での受け取りをご希望される人は、7月1日(火)から15日(火)までの間に、電話などでご連絡の上、印鑑と写真付きの身分証明書を持ってお越しください。

4 住民登録地と異なる場所へ保険証の郵送を希望する場合は、保険年金課へ申請が必要となります。「送付先変更申請書」を提出されている場合

は、あらかじめ申請する必要はありません。また、保険証は郵便支店への転送届では転送されません。申請するときは、印鑑と写真付きの身分証明書を持って7月1日(火)から15日(火)までに保険年金課へお越しください。

5 新しい保険証では、氏名などの文字が大きくなり、保険証の色が水色から桜色に変わります。

6 旧保険証は、有効期限を過ぎると使用できません。8月1日以降に医療機関などで受診するときは、必ず新しい保険証を提示してください(水色の保険証は、8月以降に保険年金課へ返却してください)。

